

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局部長会に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(構成及び関係職員の出席等)</p> <p>第2条 部長会は、<u>管理者、次長、理事、監察監、統括監察員、部長及び担当部長</u>をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(構成及び関係職員の出席等)</p> <p>第2条 部長会は、<u>京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が7級以上のもの</u>（以下「部長級以上職員」という。）をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(付議手続)</p> <p>第4条 <u>統括監察員、部長及び担当部長</u>は、担当事務のうち前条に定める事項については、部長会に付議するものとする。</p> <p>2 <u>統括監察員、部長及び担当部長</u>は、事案を付議しようとするときは、あらかじめ次長又は次長があらかじめ指定する職員に連絡しなければならない。</p>	<p>(付議手続)</p> <p>第4条 <u>京都市交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1及び別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が7級のもの</u>（以下「部長級職員」という。）は、担当事務のうち前条に定める事項については、部長会に付議するものとする。</p> <p>2 <u>部長級職員</u>は、事案を付議しようとするときは、あらかじめ次長又は次長があらかじめ指定する職員に連絡しなければならない。</p>

3 次長又は次長があらかじめ指定する職員は、議題を整理し、会議の前に管理者，監察監，理事，部長及び担当部長に連絡するものとする。

3 次長又は次長があらかじめ指定する職員は、議題を整理し、会議の前に次長を除く部長級以上職員に連絡するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)